社会福祉法人　太陽

ケアハウスインいわきり　運営規定

（目　的）

第１条　この規定は、社会福祉法人　太陽が設置するケアハウスインいわきり（以下、「当施設という。」）の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と高齢者福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的とする。

（運営方針）

第２条　当施設の管理運営については、ケアハウスが居室であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい居住を提供し、入居者の自主性の尊重を基本とし、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう配慮していくものとする。

（利用定員）

第３条　当施設の定員は４２名とする。

（利用資格）

第４条　当施設に入居できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）　60 歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りではない。

（２）　40 歳以上で要介護認定を受けている者（ただし、当施設が提供する（介護予防）特定施設入居者生活介護の利用契約を締結した者に限る）。

（３）　自炊が出来ない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。

（４）　伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。

（５）　各種サービスにより、自立した生活を送れる者。

（６）　生活費に充てることが出来る資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

（職員区分及び定数）

第５条　当施設は、厚生労働省令「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員（以下、「施設職員」という。）を次の通り配置する。

（１）　施設長　　１名

（２）　生活相談員　　１名

（３）　　介護職員　　１名
（４）　　栄養士　　１名
（５）　　事務員　　１名
２　　前項の他、理事長が必要と認めた場合は職員を配置することができる。

（職務）
第６条　施設職員の職務は次の通りとする。ただし、職務の円滑化のため必要と認めた場合、施設長はそれ以外の業務を命ずることが出来る。
（１）　施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し運営全般の業務を統括する。
（２）　生活相談員は、入居者の生活向上に必要な生活指導、相談、援助等に従事する。
（３）　介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助及び生活環境の整備等に従事する。
（４）　栄養士は、入居者の給食献立、栄養管理、調理上の衛生指導等に従事する。
（５）　事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

（入居者の資格）
第７条　入居を希望する者は、次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。
（１）　入居申し込み書
（２）　住民票
（３）　所得証明書
（４）　身元保証人届
（５）　健康診断書
（６）　返還金受取人届
２　　施設長は、入居申込者の入居の可否について判断をし、入居の可否について連絡をするものとする。
３　　入居に当たっては、入居申込者及び身元保証人、返還金受取人と施設長とが入居契約書をもって入居契約を取り交わすものとし、また、契約書に付随して本管理規定についても詳細を入居申込者に説明するものとする。

（利用料）
第８条　入居者は、利用料として別表（別表１）に定める月額利用料を翌月分として毎月２０日までに施設の指定する方法で支払うものとする。
２　　入居又は退去に伴って１か月に満たない期間利用した場合の料金は、契約締結または終了した日の属する月までの利用料等を支払うこととする。
３　　利用料の支払い方法は、口座自動引き落とし、口座振込み、現金による支払いのいずれかによるものとし、入居時にその方法を施設長と入居者で決定するものとする。
４　　事務費の減額を希望する者は、入居時及び翌年以降の年１回、入居者自身の収入等

に関する検証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

（その他の費用）

第９条　次の各項の利用料等は入居者の負担とする。

２　第８条に規定する月額利用料と合わせて施設が請求するもの

①　居室での上下水道、温水使用料

②　共有施設・設備における暖房冬季加算額（毎年 11 月から 3 月までの 5 ヶ月間）

３　入居者が個別に業者等と契約し支払うもの

①　居室における電気使用料

②　固定電話利用料、携帯電話利用料等

③　新聞代等その他の費用

（専用居室）

第１０条　居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。また、居室のゴミ、廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。

２　居室において、喫煙、練炭、火鉢、石油ストーブなど火気類を使用することには、安全面から禁ずる。

（共同施設・設備）

第１１条　共同施設・設備の利用時間やルールなどは、施設長と運営懇談会との間で協議のうえ決定するものとする。

２　入居者は、共同施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置いてはならない。

３　共同施設・設備等の清掃、維持管理は施設職員が行うものとする。

（相談、助言）

第１２条　施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に助言を行うものとする。

（食事の提供）

第１３条　施設職員は、入居者に対し、栄養士の献立による栄養バランスを考慮し、高齢者の健康に配慮した食事を毎日３食提供するものとする。ただし、医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供する。

２　食事の時間は次の通りとする。

（１）朝食　　８：００～　９：００

（２）昼食　　１２：００～１３：００

（３）夕食　　１７：３０～１８：３０

３　あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

４　食事の場所は、原則として食堂とする。ただし、入居者が自分で運搬を行うか又は自分の管理のもとに運搬し、かつ原則として前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合には、居室で食事をとることを認める。

５　毎日の食事のメニューは、毎月末までに明示するものとする。

（入浴準備）

第１４条　共同浴場による入浴は（月）（火）（水）（金）（土）の週５回とし、施設職員が入浴の準備、清掃等を行う。ただし、専用居室の浴室については、入居者が自分で管理して使用するものとする。

２　共同浴場の利用時間は、日替わりで男性、女性を時間で分けて下記の通りとする。

①１５：３０から１７：３０まで

②１８：００から２０：００まで

３　共同浴場の利用に際しては、他の入居者も利用することを考え、清潔の維持に留意する。

４　入居者は、感染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

（緊急時の対応）

第１５条　入居者は、身体の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になったときには、昼夜を問わず２４時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

２　職員は、ナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があったときは、速やかに適切な対処を行う。

３　入居者が、あらかじめ近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

（サービス等の利用）

第１６条　施設は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になったときは、訪問介護等の介護保険サービスを利用できるよう連絡等の必要な対処を行うものとする。

２　前項の場合、利用はあくまで入居者自身の判断で行うものとし、施設は利用についての責任は負わない。

３　第１項に伴う負担は、入居者の負担とする。

（自主活動への協力）

第１７条　入居者は、施設の共同設備を使って自由に趣味及び教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができるものとする。

２　前項の場合において必要な費用は、参加者が負担する。

３　施設職員は、自主活動の趣旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

（保健衛生）

第１８条　施設は、入居者の定期健康診断を毎年１回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

２　施設は、入居者の健康保持に当たり、高齢者特有の疾病防止に努めるものとする。

３　施設は、入居者に対し随時保健衛生知識の普及、指導を行うものとする。

（外泊）

第１９条　外泊する時は、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に届け出るものとする。

（部外者の利用）

第２０条　外来客を宿泊されるときは、あらかじめ施設長に届け出るものとする。

２　一時的な疾病等による看護又は介護が必要となったことにより近親者等を居室に宿泊させる場合には、原則として施設長に届け出るものとし、施設長と入居者と相談のうえ、その期間を定める。

３　希望する日の３日前までに施設長に届け出れば、施設は外来客に対しても食事を提供するものとする。ただし、実費として別途定める食事代を徴収するものとする。

４　来客者の共同浴場の利用は禁止する。

（災害、非常時への対応）

第２２条　消火設備及び非常放送用設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等を策定し、入居者も参加した訓練を年２回以上実施するものとする。

２　入居者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いたときは、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせるものとする。

（一般禁止事項）

第２３条　入居者は、次に掲げる事項については、施設運営上支障が生ずるのでしてはならない。

（１）　動物の飼育、餌付け等

（２）　指定場所以外での火気使用

（３）　共同生活の秩序を乱す行為、他の入居者の迷惑となる行為

（４）　その他、特に施設長が指定したこと

（政治・宗教活動の禁止）

第２４条　当施設は、一切の政治的活動及び宗教活動を行わない。

２　入居者は、専用居室以外での場で一切の政治的活動及び宗教的活動をしてはならない。また、職員及び他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

（入居者心得）

第２５条　施設長は、別に定める入居者が守るべき入居者心得を入居者に配布し、その趣旨を充分に周知徹底しなければならない。

２　共同施設・設備等、居室以外の決められた場所に私物を置かないこと。

３　共有設備を利用する際は、他の入居者のプライバシーに十分注意して利用すること。

４　テレビ、ラジオ等音響機器の利用は、他の入居者の迷惑にならないよう音量を小さくして利用すること。

５　施設長の許可を得て行った部屋の模様替えについては、退去時に現状に復する。この時の必要な費用は、退去しようとする入居者の負担とする。

（苦情処理）

第２６条　当施設は、利用者又は家族等からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受け付け窓口を設置するとともに、担当者を配置して事実関係の調査、改善措置及び利用者又はその家族等に対する説明や記録の整備等必要な措置を講じる。

1. 苦情及び相談窓口

苦情相談窓口担当　　渡邉　恵子（生活相談員）

苦情解決責任者　　松澤　政巳（施設長）　℡０２２-３９６－７２７７

受付時間　　月曜日から金曜日の９：００から１８：００まで

2. その他の苦情及び相談窓口

宮城県国民健康保険連合団体会　　℡０２２-２２２－７０７９（代）

仙台市介護事業支援課　　℡０２２-２１４－８３１８（代）

宮城野区介護保険課　　℡０２２-２９１－２１１１（代）
福祉サービス利用に関する運営適正化委員会　℡０２２-７１６－９６７４（代）

3.　苦情解決第三者委員　　当法人監事　　下向　秀光
当法人評議員　竹林　滋

（虐待防止に関する事項）

第２７条　当施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について施設職員に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　当施設は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者等を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第２８条　当施設は、全ての施設職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

また、施設職員の資質向上のために研修の機会を職員研修計画に基づいて設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

２　当施設は、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

３ 施設職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

４ 施設職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、施設職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、施設職員との雇用契約の内容に含むものとする。

５ 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより施設職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

６ 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施す

るための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7　当施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から５年間とする。

8　この規程を改正、廃止するときは理事会の承認を得るものとする。ただし、「人員基準を満たした上での人員変更のみ」の場合を除く。

附　則　この規定は平成１４年４月１日より施行する。

附　則　この規定は一部変更の上、平成１６年４月１日より施行する。

附　則　この規定は一部変更の上、平成１８年４月１日より施行する。

附　則　この規定は一部変更の上、平成２３年１２月１日より施行する。

附　則　この規定は一部変更の上、平成２６年９月１日より施行する。

附　則　この規定は一部変更の上、平成２９年４月１日より施行する。

附　則　この規定は一部変更の上、令和２年７月１日より施行する。

附　則　この規定は一部変更の上、令和３年４月１日より施行する。

附　則　この規定は一部変更の上、令和３年６月１日より施行する。

附　則　この規定は一部変更の上、令和６年９月１７日より施行する。